

# 第3回南知多町水道料金審議会 議事要旨

日 時：令和7年11月28日（木）午後1時30分～午後3時40分

場 所：南知多町役場 大会議室

出席委員：千頭会長、相川委員、石黒委員、加藤委員、鈴木委員、辻委員、村山委員、山本（多）委員

## 1. 開会

---

- 会長よりあいさつ

## 2. 議事「水道料金体系の検討」

---

- 事務局より、資料に基づき説明

### 【議事内容】

#### 前回の振り返りについて

- 委員：料金改定率が29%となった根拠について再度確認したい。
- 事務局：前回第2回で財政シミュレーションの実施に基づく検討を行った。それによると、料金改定をしない場合、収益的収支については、令和8年度に赤字となる見込みであり、資金残高についても令和14年度には枯渇する見込みである。そこで、料金算定期間である令和12年度まで収益的収支の黒字、資金残高を確保するためには令和8年度10月に29%の料金改定が必要という結果となった。
- 会長：全体として29%の改定が必要ということだが、今回の審議会では、それを具体的な料金体系にどのように反映させていくかについて審議することとなる。委員皆様のご意見を頂戴したい。

#### 水道料金の現状について

- 委員：12ページについて、月20m<sup>3</sup>以下の有収水量、料金収入が増えているという説明があった。人口が減っているのにそのようなことがあるのか。
- 事務局：11ページのとおり過去10年間で水道事業全体として、有収水量は減少し、給水収益も右肩下がりで減少している。そして、給水人口は10年前より18.1%減少している一方で、戸数は4.8%しか減っていない。これは世帯内の人口が減り、戸数あたりの使用水量が減ってきていていることを示しており、月21m<sup>3</sup>以上水を使う人は減少し、月20m<sup>3</sup>以内の使用者の割合は増加しているということである。12ページの表で見ると、この3年間で全体として約2%の戸

数減少に対し、水量・料金収入は約 6%の減となっており、少量利用者が増えて大量利用者が減るほど、料金収入への打撃が大きくなっている状況となっている。13 ページにあるように、基本料金収入の減少よりも、従量料金収入の減少が顕著であることからも、たくさん水を使っている世帯が減少している状況にあるため、経営の安定化のためには基本料金収入を高める必要がある。

- **委員**：7 ページに一般用とあるが、事業用も同じ料金体系を想定しているか
- **事務局**：今のところ家庭用でも事業用でも同じ料金を考えています。
- **事務局**：分析のまとめとして、料金体系の見直しにあたっては、口径別の基本料金を設定すること、基本料金収入と従量料金収入の割合を見直すこと、基本水量を見直すこと、従量料金の逓増度の見直しが主なポイントとなる。
- **会長**：南知多町は基本水量があり、月  $10\text{ m}^3$ 以下はどれだけ水を使用しても料金が同じという特徴がある。近隣市町では基本水量をゼロに設定している団体が多い。そして、経営的には、従量料金収入の減少が顕著であるため、基本料金収入をしっかりと確保しないと今後の経営が厳しくなるということである。

#### 水道料金体系の見直しの検討について

- **会長**：具体的な料金体系案について検討したい。例えば 33 ページのように 20 口径で月  $20\text{ m}^3$  使用の場合、パターン 3 では現状 2,724 円から 900 円上がつて 3,640 円になり、33%の増加となり平均改定率 29%に近い。一方でパターン 1、2 は大幅な増加となり非現実的なところがある。
- **委員**：25 ページ、27 ページ、30 ページのヒートマップをみると、やはりパターン 1、2 よりも 3 の方が良い。大口利用者にもある程度配慮されており、一番良いと思う。
- **委員**：パターン 3 の従量料金の設定について、 $10\text{ m}^3$ までが 30 円というのは低すぎるのでないか。 $51\text{ m}^3$ 以上が 293 円で、第 1 段階の 30 円との差が 9.7 倍にもなる。
- **会長**：これは大事なご指摘である。従量料金の逓増度が 9 倍を超える状況にあるが、近隣市町は概ね 3 倍から 4 倍に設定されている。料金算定要領では、従量料金は単一とすべき（逓増度を設けない）とされている。これらを踏まえると逓増度が 9 倍というのは、近隣市町や算定要領の考え方と反する部分もあるが、どうか。
- **事務局**：現在の南知多町の料金体系は、口径に関わらず一律の基本料金が設定されているなど、他団体の料金体系と比べて独自性が強いものとなっているため、今回、料金算定要領の考え方に基づく料金体系へ変更するにあたり大幅な改変が求められる。特に基本水量の廃止は非常にインパクトがあり、様々なパターンのシミュレーションを実施したが、月  $10\text{ m}^3$ 以下の利用者の料金負担増加率がどうしても増大する結果となる。これまで従量料金を支払っていたなかった使用者が従量料金を払うことになるためである。従って、料金算定要領の考え方（従量料金は逓増度をつけずに単一とする）に近づけることは次回改定時の検討事項とし、今回の改定では、月  $10\text{ m}^3$ 以下の利用者の負担が極端に増

大しないことを優先した。具体的には、今まで実質ゼロだった従量料金について、30円なら許容いただけるのではないかと考え当該価格設定となつた。

- **委員**：51m<sup>3</sup>以上の293円は高すぎるのではないか。大口利用者の負担は増大するのではないか。
- **事務局**：30ページの料金負担増加率をみると、30口径～75口径の100m<sup>3</sup>以上ゾーンでは30%程度に収まっており、293円という単価は高く感じるが、全体のアップ率でみると平均改定率程度に収まっている。大口利用者の負担を更に下げるという形でいくと、少量、一般利用者の皆さんに広く更なる負担をいただかないと事業全体の必要な料金収入を確保できないということとなる。
- **委員**：5年後の料金改定検討時には、従量料金の遞増度を低減する方向で検討するということか。
- **事務局**：仰るとおり。従量料金の第1段階の30円と第4段階の293円の差を縮小する方向で検討することとなると考えられる。料金の激変緩和の意味でも今回はこの形でスタートし、次回改定以降で徐々に調整していければと現時点では考えている。
- **委員**：値上げに関して、30%程度上がるというとすごく大きい気がするが、世の中全体の物価が上がっている中で、安全な水が便利に出てくることを考えると、それぐらいのアップならば致し方ないかと思う。
- **会長**：皆様方のご意見を集約すると、料金体系パターン3を審議会として答申するということでおよろしいか。
- **委員**：異議なし。
- **会長**：それでは、この案で答申をするということでお願いする。答申にあたり、付帯意見として申し上げたいことがある。21ページで基本料金割合が31.8%とあるが、31.8%は決して高い状況ではなく、経営の安定性を鑑みると、次回改定時は基本料金割合の更なる向上を図ることが望ましい。また、先ほど議論があったとおり、従量料金の遞増度が近隣市町と比較しても高い状況にあるため、次回改定時は遞増度を縮小する方向で検討いただきたい。
- **委員**：広域化について、知多半島でもそういう動きはあるのか。
- **事務局**：現状、まだ進んでいないが、都道府県主体で進めるという話が出てきているので、今後はその方向に向かうのではないかと思われる。
- **委員**：二段階方式での値上げは採用しないのか。
- **事務局**：今回の改定にあたっては、一段階でお願いしたいと考えている。毎年少しづつ上げるという方法もあるが、料金改定時期を遅らせるほど、改定率が高くなるというデメリットがある。
- **会長**：ある審議会では、一般家庭は少しづつ上がるメリットもあるかもしれないが、飲食店は頻繁に上がると価格転嫁が難しい面があるという意見があつた。飲食店などは、一段階で値上げした方が、それを理由に価格改定がしやすいという側面もある。

- 会長： 答申書については、事務局と相談して案を作成し、次回審議会の前に皆さんにお届けする。次回はそれを確認した上で、正式に町長に答申するということになる。付帯意見として、先ほど申し上げた2点と、定期的な料金改定の是非について審議会で検討していただきたいという内容を盛り込むことを検討している。それ以外の意見については議事要旨を参照してもらうという記載を盛込む。

### 3. 閉会

---

- 次回の第4回は令和7年12月17日（水）午後2時から、場所は役場2階講義室で開催予定。

以上